

快適な生活と  
美しい環境を守る

# 浄化槽

仙台市浄化槽事業のしくみ

仙台市



# 浄化槽で住みよい街を…

## 事業の概要

### 仙台市浄化槽事業とは

市が個人の住宅ごとに浄化槽を設置し、維持管理する公設・公管理型の浄化槽事業です。

### 対象区域

公共下水道の事業認可区域、農業集落排水施設及び地域下水道の処理区域を除いた全市域が事業の対象となります。詳しくはお問い合わせください。

### 対象住宅

戸建住宅、共同住宅、延床面積の2分の1以上が住宅である兼用住宅、及び集会所が事業の対象です。浄化槽は100人槽以下のものが対象となります。

※戸建住宅 延床面積 130㎡以下 …………… 5人槽  
130㎡超 …………… 7人槽  
2世帯住宅相当 …………… 10人槽

※一般的な住宅の場合、浄化槽は住宅の延床面積等により、5人槽、7人槽、10人槽に区分されます。ただし、使用人数等により人槽が変更になる場合もあります。

※集会所 延床面積に0.08を乗じた人槽

### 分担金及び使用料

#### ① 分担金として設置費の一部を負担していただきます。

浄化槽本体の埋設、送風機設置及び電気設備などの工事は市が行いますが設置費の約1割相当を負担していただきます。

**5～10人槽 分担金：1基あたり12万円**

#### ② 使用料を納付していただきます。

浄化槽の大きさに応じて使用料は異なります。市に2ヵ月ごとに納付していただきます。

	月額使用料（使用者負担額）
5人槽	1,760円
6人槽	2,200円
7人槽	2,860円
8人槽	3,410円
10人槽	4,510円

※11人槽以上の分担金、使用料についてはお問い合わせください。

#### ③ 市が維持管理を行います。

浄化槽は毎月保守点検が必要です。また、年1回の清掃や法定検査が法律で義務づけられています。これらの維持管理は市が行います。







# 申請から工事完成・使用開始まで

## ① 申請

- **事業の対象となるかどうか**などを確認するため、**申請前にご相談**をお願いいたします。
- 申請者は、建物の所有者または使用者などで浄化槽を設置しようとする方です。

## ② 設置場所調査

- 市が放流先や浄化槽の設置位置、工事車両の進入経路など、現地の調査を行います。

## ③ 設置協議・工事計画書の作成

- 浄化槽の設置場所や工期等について、申請者と排水設備業者、市担当者・浄化槽工事業者等の関係者が現地に集まり、設置協議を行います。
  - 設置場所や工事の内容について、市が工事計画書を作成し申請者へ確認を行います。
- ※排水設備の工事業者は、[仙台市公認排水設備工事業者名簿<sup>1\)</sup>](#)からお選びいただきますようお願いいたします。

## ④ 工事施工

- 工事計画書の内容を承認いただいたうえで、市が工事に着手します（現場施工約1ヶ月）。
- 申請者が依頼した排水設備業者が、排水設備の工事を行います。

## ⑤ 工事完了

- 排水設備の工事も含めて、浄化槽全体の設置状況について市が検査します。

## ⑥ 使用開始届の提出

- 申請者は、浄化槽の使用を開始する前に使用開始届を市に提出してください。
- 使用開始届が出されると、
  - 市が委託する保守点検業者が毎月保守点検に伺います。
  - 市が委託する清掃業者が年1回清掃に伺います。
  - 県の指定検査機関が年1回法定検査に伺います。

## ⑦ 分担金の納付

- 市から送付する納付書によって分担金を納付していただきます。

## ⑧ 使用料の納付

- 使用開始後、市から納付書を送付します。
- 使用料は原則として2ヵ月ごとの納付となります。
- 便利な口座振替もご利用いただけます。

口座振替可能な金融機関

七十七銀行 仙台銀行 仙台農業協同組合 杜の都信用金庫  
宮城第一信用金庫 東北労働金庫 山形銀行 岩手銀行  
秋田銀行 北日本銀行 みちのく銀行 荘内銀行 北都銀行  
ゆうちょ銀行

1) 仙台市公式ホームページよりご覧になれます  
<https://www.city.sendai.jp>

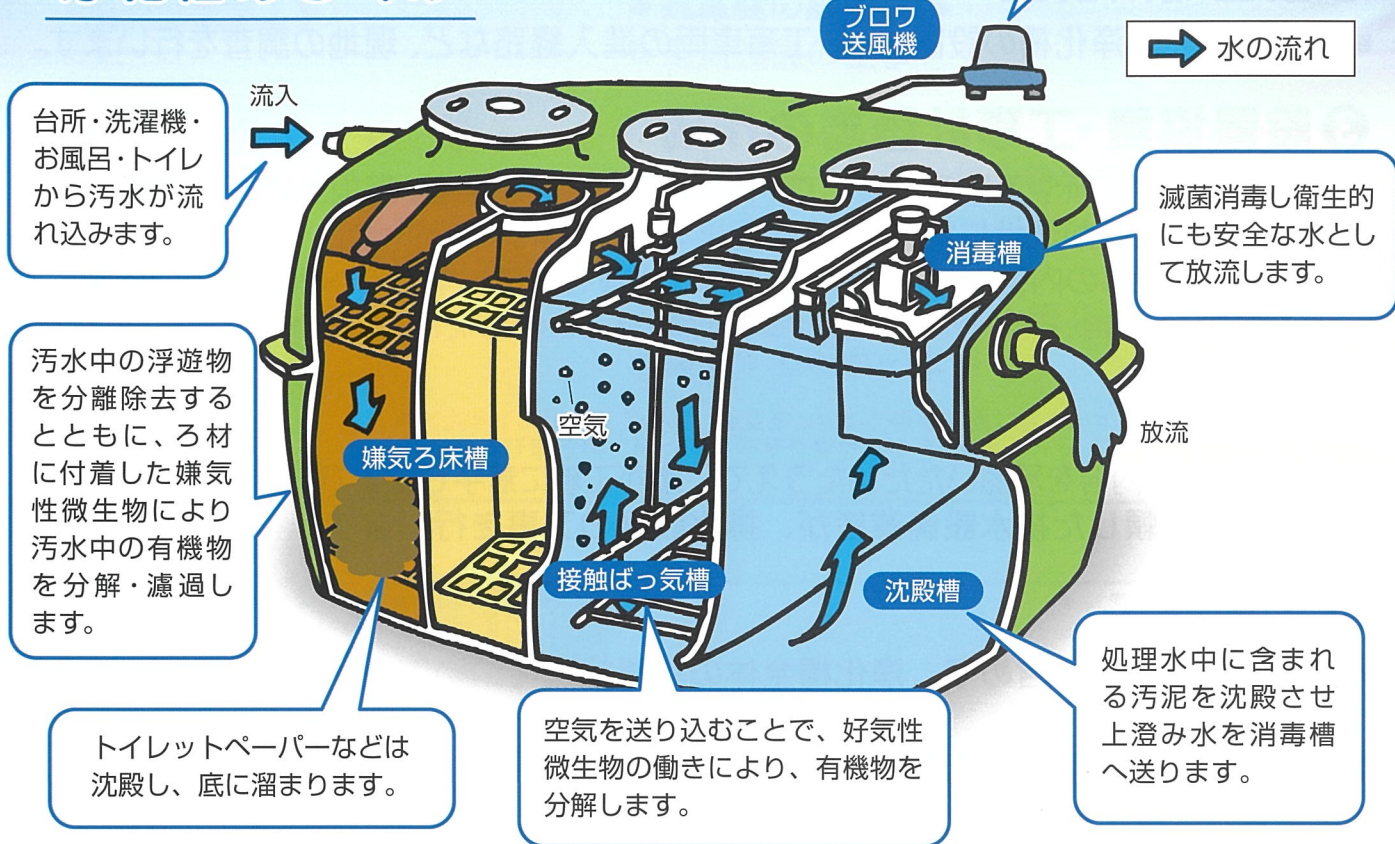




# 浄化槽のしくみ

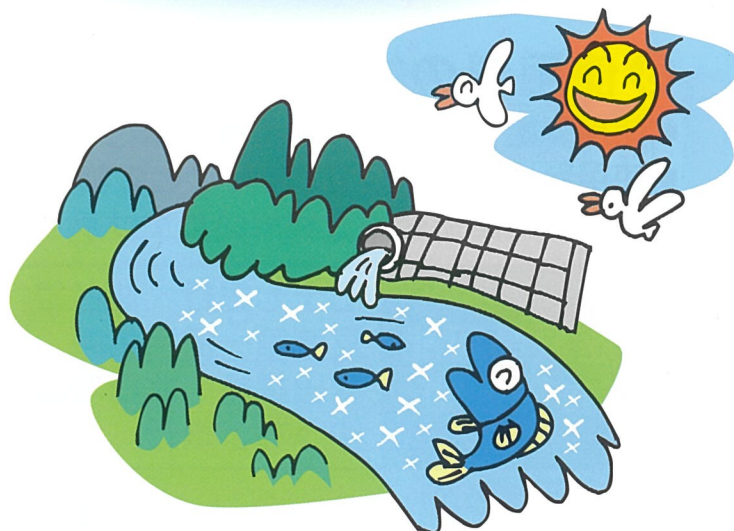
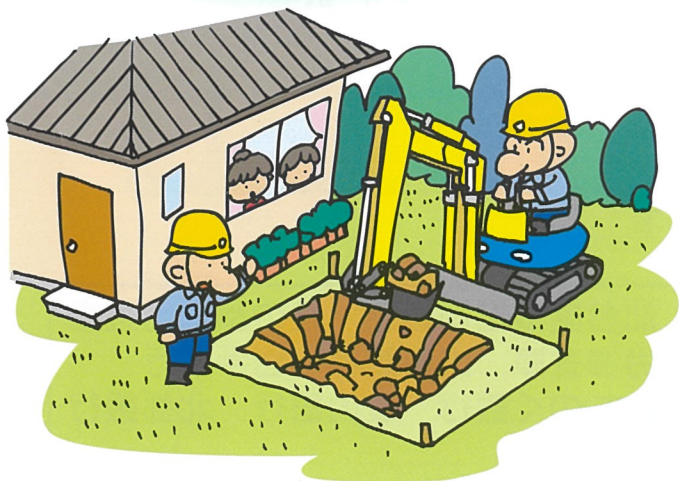
●浄化槽は、し尿と台所やお風呂の生活雑排水をあわせてきれいに処理する小さな処理場です。

## 浄化槽のしくみ



●家庭用浄化槽の大きさは自家用車約1台分です。

●生活排水の汚れが大幅に減るので地域の水路や川がきれいになります。





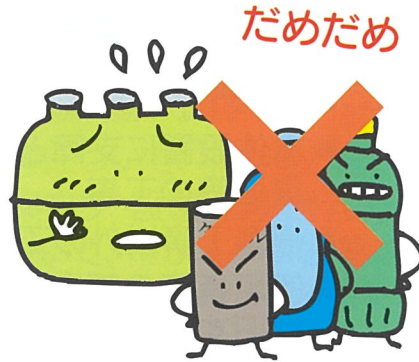
# 浄化槽からのお願い

## 使用上の注意

① トイレの洗浄水は十分に流す。



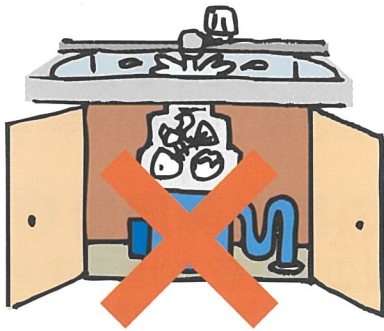
② 便器の掃除には、微生物に影響するような塩素等薬剤を使用しない。



③ トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



④ ディスポーザーは使わない。



⑤ マンホールの上に物を置かない。

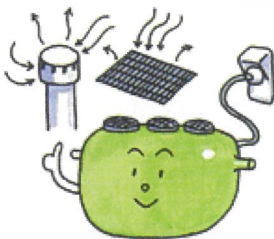


⑥ 台所からの野菜くずや天ぷら油などは、流さない。油は不要な布や紙にしみこませて家庭用ごみへ!!



米のとぎ汁は植栽に撒くなど、水を汚さない工夫をしましょう~

おねがい!



浄化槽の電源は切らないこと。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがらないでね。



浄化槽の設置や対象区域など、浄化槽に関するご相談は

仙台市建設局下水道調整課施設係

☎022-214-8233